

各都道府県知事
各都道府県選挙管理委員会委員長
各指定都市市長
各指定都市選挙管理委員会委員長

殿

総務大臣

日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律の施行について（通知）

第204回国会において成立をみた日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）は、令和3年法律第76号をもって、本日公布されました。

今回の日本国憲法の改正手続に関する法律（平成19年法律第51号）の改正は、平成28年に数次にわたり行われた、共通投票所制度の創設等、投票環境向上のための公職選挙法（昭和25年法律第100号）の改正と同様の改正を行うものです。

貴職におかれましては、改正法の内容を十分御理解されるとともに、改正法による改正後の日本国憲法の改正手続に関する法律（以下「新法」という。）の運用に遺漏のないよう、下記事項に御留意の上、各都道府県知事及び各都道府県選挙管理委員会委員長におかれましては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村長及び市区町村の選挙管理委員会に対しても、格別の御配慮をお願いします。

なお、改正法の施行に伴い、日本国憲法の改正手続に関する法律施行令（平成22年政令第135号）等について所要の改正を行うこととしており、その内容については、別途通知する予定です。

記

第1 投票人名簿等の縦覧制度の廃止及び閲覧制度の創設

投票人名簿及び在外投票人名簿の内容確認手段について、個人情報保護の観点から、従来の縦覧制度を廃止し、次のように閲覧できる場合を明確化、限定するなどした新たな閲覧制度を創設すること。（新法第 24 条、第 29 条の 2、第 29 条の 3、第 38 条、第 42 条の 2、第 125 条の 2 関係）

- 1 投票人名簿の抄本及び在外投票人名簿の抄本の閲覧をできる事由を法律上明記すること。
- 2 閲覧を拒むに足りる相当な理由があると認められるときは、閲覧を拒むことができるものとする。
- 3 閲覧対策に関する措置（罰則や過料を含む。）を法律上規定すること。

第 2 「在外選挙人名簿」への登録の移転の制度（出国時申請）の創設に伴う国民投票の「在外投票人名簿」への登録についての規定の整備

出国時に市町区村の窓口で在外選挙人名簿への登録を申請できる制度（出国時申請）を利用して、国民投票の投票日の 50 日前の登録基準日直前に出国した場合に、国民投票の在外投票人名簿に反映されない場合があり得ることから、この「谷間」を埋めるための規定の整備を行うこと。（新法第 35 条、第 37 条関係）

第 3 共通投票所制度の創設

投票の当日、市町村区内のいずれの投票区に属する投票人も投票することができる共通投票所を設けることができる制度を創設すること。（新法第 52 条の 2 関係）

第 4 期日前投票制度の見直し

- 1 期日前投票事由に「天災又は悪天候により投票所に到達することが困難であること」を追加すること。（新法第 60 条第 1 項関係）
- 2 開始時刻（午前 8 時 30 分）の 2 時間以内の繰上げ及び終了時刻（午後 8 時）の 2 時間以内の繰下げを可能とすること。（新法第 60 条第 6 項関係）
- 3 その他、公職選挙法の期日前投票に係る規定と同様の規定を整備すること。（新法第 60 条第 2 項から第 4 項まで及び第 7 項関係）

第 5 洋上投票の対象の拡大

外洋を航行中の船員について、ファクシミリ装置を用いて投票することができるようにする洋上投票制度について、便宜置籍船等の船員及び実習を行うため航

海する学生・生徒も対象とすること。（新法第 61 条第 7 項及び第 8 項関係）

第 6 繰延投票の期日の告示の期限の見直し

天災等で投票を行うことができないとき又は更に投票を行う必要があるときに行う繰延投票の期日の告示について、少なくとも 5 日前に行うこととされていたものを少なくとも 2 日前までに行えば足りることとすること。（新法第 71 条第 1 項関係）

第 7 投票所に入ることができる子供の範囲の拡大

投票所に入ることができる子供の範囲を、「幼児」から「児童、生徒その他の 18 歳未満の者」に拡大すること。（新法第 72 条第 2 項関係）

第 8 施行期日等

- 1 一部の規定を除き、公布の日から起算して 3 月を経過した日（令和 3 年 9 月 18 日）から施行するものとされたこと。（改正法附則第 1 条関係）
- 2 新法の規定は、改正法の施行の日以後に投票人名簿の登録基準日がある国民投票について適用し、この法律の施行の日前に登録基準日がある国民投票については、なお従前の例によるものとされたこと。（改正法附則第 2 条関係）
- 3 国は、改正法の施行後 3 年を目途に、次に掲げる事項について検討を加え、必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとするものとされたこと。（改正法附則第 4 条関係）
 - (1) 投票人の投票に係る環境を整備するための次に掲げる事項その他必要な事項
 - ① 天災等の場合において迅速かつ安全な国民投票の開票を行うための開票立会人の選任に係る規定の整備
 - ② 投票立会人の選任の要件の緩和
 - (2) 国民投票の公平及び公正を確保するための次に掲げる事項その他必要な事項
 - ① 国民投票運動等のための広告放送及びインターネット等を利用する方法による有料広告の制限
 - ② 国民投票運動等の資金に係る規制
 - ③ 国民投票に関するインターネット等の適正な利用の確保を図るための方策
- 4 その他所要の規定の整備がされたこと。